

健危第 2203 号
令和 7 年 10 月 27 日

神奈川県訪問看護ステーション協議会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課長
(公 印 省 略)

神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所（以下、協定締結医療機関）が行う施設整備事業に対する補助事業を実施しています。

このたび、当該補助金の交付要綱を改正しましたのでお知らせいたします。

《送付資料》

- (1) 神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱（令和 7 年 10 月 20 日改正）
- (2) 神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

問合せ先

調整グループ（補助金担当）

電 話 （045）285-0712（直）

電子メール sub.kyotei.au77@pref.kanagawa.lg.jp